



北津輕郡五所川原町
発行所 五所川原町役場
電話(二八番)二八番
(三九番)三九番
発行兼 庶務課 廣報係
編集人 陸奥印刷株式会社
印刷所 陸奥印刷株式会社

我が町の人口
(八月末日現在)
人口 一、二、七、五、一
世帯数 一、一、五、九、六

総選挙には必ず投票致しましょう

有権者の皆さん、十月には次のいろいろな選挙の投票やオバアサンも皆と一しよ票が行われます。

投票の方法について

投票の方法について
文字を知らない人。書けない人は代理投票が出来ます。病氣、負傷、妊娠、職務などの理由で投票に行けない人は、その郡市の区域外に出張、旅行、滞在中の人は不在者投票が出来ます。



町議会の動き

(八月 中)
町議会事務局

定例町議会

(八月十六日)
(八月十九日)

△寄附採納の件 可決
△五所川原町印鑑條例一部改正の件 可決
△「寄留者」を「住民登録者」に改める
△「寄留」を「住所」に改める 可決
△昭和二十七年五所川原町歳入歳出追加更正予算の件 可決

△昭和二十七年五所川原町特別會計都市計画事業費歳入歳出追加算定の件 可決
△昭和二十七年五所川原町特別會計水道費歳入歳出追加算定の件 可決
△昭和二十七年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出追加算定の件 可決
△昭和二十七年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出追加算定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町歳入歳出決算認定の件 可決

△昭和二十六年五所川原町特別會計都市計画事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計水道費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決

△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決

△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決

△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決
△昭和二十六年五所川原町特別會計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定の件 可決

投票の日は草履をお持ち
投票の日は草履をお持ち
投票の日は草履をお持ち
投票の日は草履をお持ち
投票の日は草履をお持ち
投票の日は草履をお持ち

外国人登録証明書の切替
五所川原町在住外国人の方々にお知らせ致します。昭和二十七年法律第一二五号外国人登録法附則第五項に基いて平和条約発効の日以前に交付された証明書を法律の規定による様式の証明書に切替えます。

人事異動
八月十二日付
公民館嘱託 山口良雄
八月十八日付
庶務課(戸籍係)勤務を命ずる
八月二十二日付
書記 伊藤 愼一
九月一日付
選挙管理委員会
書記 奈良 登

投票用紙
一、やめさせたい方はよいと思う裁判官についてはその名の欄にXを書き、やめさせたくないと思う裁判官については何も書かないこと
二、Xを書く欄
裁判官の名
谷村唯一郎
入江俊郎
田中耕太郎
本村長太郎
小林俊三

五所川原公共職業安定所
では左記行事を実施することになり何分の御協力をお願いいたします。

